

第5章 火山災害対策計画

第1 活火山としての富士山

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第2 情報の収集・伝達

火山現象に関する情報を得た場合は、防災無線等を活用し、市民に速やかに伝達する。

なお、特別警報に当たる噴火警報（噴火レベルでは4以上に相当）の情報を得た場合は、直ちに市民に伝達する。

第3 避難者の受け入れ

平成28年4月6日に締結した「富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書」に基づき、富士吉田市からの避難者の受け入れを支援する。

また、同覚書に規定された以外の避難者の流入があった場合は、極力、一時避難場所の確保に努めるとともに、受け入れ計画及び以後の対応について県及び関係機関と調整を図る。

資料編	○富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書	(P1532-1)
-----	-------------------------------	-----------

第4 降灰対策

市内に降灰が予想される場合、清掃要領、集積した火山灰の一時的仮置き場及び処分方法について事前に検討を行う。